

実績報告

事業完了日から3か月後の末日又は令和9年2月15日（月）のいずれか早い日までに実績報告書類と補助金交付請求書をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

実績報告書類の内容は、交付申請時に提出した見積書や内訳書に記載されている工事内容、仕様、数量等と合致している必要があります。

必要書類	注意事項	✓
実績報告書（様式第7）	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 日付、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。 	
内訳書（様式第1-1）	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の内容と一致しているかを確認します。 	
施工チェックリスト（様式第7-1）	<ul style="list-style-type: none"> 施工事業者が作成してください。 	
補助金等交付請求書	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の受取人の口座名義は、申請者本人である必要があります。 金額の訂正はできません。 	
振込先が確認できる通帳等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるものを添付してください。 	
契約の事実が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書（または注文書と請書）の写し お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。 交付決定後に補助対象外の工事に変更があり、契約金額を変更している場合は、内訳書を添付してください。 	
支払いを証する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名義の領収書等の写しを添付してください。 但し書きとして、補助対象事業（例：内窓設置・外窓交換工事等）であることがわかるように記載してください。 	
工事施工中のカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請内容のとおり施工されていることが確認できるように現場写真を撮影してください。写真の撮影方法は、施工チェックリスト（様式第7-1）を併せてご確認ください。 開口部：開口部を撤去した時点の写真 内窓設置の場合で、撤去するものがない場合は添付不要です。 躯体等：仕上材等を撤去し、断熱材を設置している写真 設備：既存設備を撤去した時点の写真 ガラス交換、躯体の断熱改修工事の場合は、型番及び数量が確認できる納品時の梱包写真を併せて添付してください。 LED照明の場合は、工事施工中の写真を併せて添付してください。 参考様式を使用しない場合は、撮影場所、撮影日、通し番号が記載されている必要があります。 	

必要書類	注意事項	✓
工事完了後のカラー写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了後の現場写真及び仕様が分かるように撮影をしてください。写真の撮影方法は、施工チェックリスト（様式第7-1）を併せてご確認ください。 <p>開口部：開口部を設置完了した後の写真 躯体等：周辺の仕上等を含め、工事が完了した後の写真 設備：設備設置後の写真 メーカー、型番、製造番号の拡大写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 断熱材を吹き付けて施工する場合は、断熱材の厚さを確認できる写真を添付してください。 ・ 参考様式を使用しない場合は、撮影場所、撮影日、通し番号が記載されている必要があります。 	
性能証明書、出荷証明書、保証書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様確認書や省エネ改修工事の建材、設備等が確認できる書類の内容と一致するか確認します。 ・ お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。 ・ 書類に日付が記載されている場合は、交付決定日以降であることを確認します。 ・ 写真の通し番号に対応する番号を記入してください。 	
BELS評価書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体改修で申請時に評価申請書及び添付書類一式を提出した場合のみ 	
省エネ設計を実施したことが分かる資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ設計を実施した場合のみ ・ 省エネ設計を実施したことがわかる調査資料や改修設計図、工事計画書等 	
構造安全性能を証明できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体改修と併せて構造補強工事を実施した場合のみ ・ 構造補強工事を実施したことが確認できる書類または構造安全性能証明書（参考様式） 	
地震に対する安全性が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和56年5月31日以前に着工された建物で、省エネ改修と併せて耐震改修を実施した場合のみ ・ 耐震改修工事を実施したことが確認できる書類または耐震性能証明書（参考様式） 	

＊その他注意事項＊

- ・ 申請方法は2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- ・ 実績報告書の提出時に滞納状況の確認を行います。
- ・ 提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
- ・ 必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。

〈あいち電子申請〉

- ・ 市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
- ・ 様式第7はPDF形式で提出してください。



〈窓口〉

- ・ 来庁時にあいち電子申請で受付の手続きをしていただきます。
- ・ 審査結果は後日、あいち電子申請で入力したメールアドレスにてご連絡します。

補助金交付

- 審査後、指定口座に振込みをします。（1か月程度）
 ※ 振込みに際して市から申請者に通知はありません。

補助金受給までの手続き

1 交付申請

令和8年6月15日(月)～令和8年11月30日(月)
にあいち電子申請または窓口にて提出してください
※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

事業着手予定日の30日以上前までに申請
※交付決定前に契約を締結し、事業に着手した場合は補助対象外です。

申請者へ交付決定通知書が郵送される

2 交付決定

3 事業着手

- 交付決定通知書が手元に届いてから、契約を締結し、事業に着手してください。
- 申請内容に変更があった場合は、事業着手前（契約の締結を含む。）に速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

4 実績報告

事業完了日から3か月後の末日または
令和9年2月15日(月)のいずれか早い日までに
あいち電子申請または窓口にて提出してください

指定口座に振込み
(実績報告から1か月程度)

5 補助金交付

申請者

安城市
環境都市推進課（北庁舎2階）

- 各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。
(ホーム>生活・サービス>お得な制度>住宅省エネ改修促進補助金制度)
- 書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。